

# 令和2年



# 春の全国交通安全運動実施要綱

《実施期間》 令和2年4月6日（月）から4月15日（水）までの10日間

《目的》 県民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

《運動の重点》 1 子供を始めとする歩行者の安全の確保

2 高齢運転者等の安全運転の励行

3 自転車の安全利用の推進

4 飲酒運転の根絶

5 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項の推進



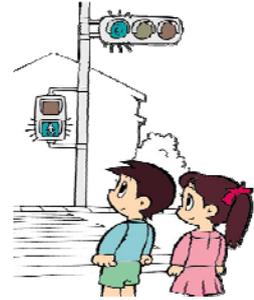
《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動初日広報・街頭指導等の日	4月6日 (月)	運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を通じ、運動への取組意識を高める。
「通学路安全対策」強化の日	4月8日 (水)	通学路等において新入園児・新入学児童生徒等を交通事故から守るとともに、街頭において通学路等の安全確保に関する広報を実施する。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 (金)	全国一斉に行われる「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせ、子供と高齢者はもとより、県民一人ひとりが安全行動を実践することにより、交通事故抑止に向けた気運の醸成を図る。

# 運動の重点

## 子供を始めとする歩行者の安全の確保

- 1 歩行者の交通ルール遵守の徹底
  - (1) 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化
  - (2) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- 2 歩行者の安全の確保
  - (1) 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
  - (2) 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進



## 高齢運転者等の安全運転の励行

- 1 運転者の交通ルール遵守の徹底等
  - (1) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
  - (2) 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者の保護の徹底
- 2 高齢運転者の交通事故防止
  - (1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
  - (2) 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（通称：サポカーS）の普及啓発
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



## 自転車の安全利用の推進

- 1 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底
  - (1) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
  - (2) 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- 2 「静岡県自転車条例」の周知  
「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を周知するため、あらゆる広報活動を通じ、自転車の安全利用や自転車損害賠償保険等への加入等を推進



## 飲酒運転の根絶

- 1 地域、職場、家庭内における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 2 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 3 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進



## 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項の推進

令和2年度交通安全運動基本方針において、各市町交通安全対策協議会等が策定する年間事故防止重点を中心とした対策の推進